



一般財団法人
日欧産業協力センター
EU-Japan Centre
for Industrial Cooperation



一般財団法人日欧産業協力センター レポート

欧州 グリーンディール EU Policy Insights

Vol.20 2022年11月

〒108-0072
東京都港区白金1-27-6
白金高輪ステーションビル4階

TEL: 03-6408-0281
FAX: 03-6408-0283

E-MAIL :
eujp-info@eu-japan.or.jp

- 本レポートのバックナンバーはこちらからご覧いただけます。
<https://www.eu-japan.eu/ja/eu-policy-insights>
- 本レポートは、執筆者の個人的見解に基づき作成されたものであり、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本資料の記述箇所についてのお問い合わせは以下にお願いいたします。 eujp-info@eu-japan.or.jp

サステナビリティ情報の開示・報告に関するEU規制動向（2）－EFRAG、サステナビリティ報告基準の最終草案を提出

主席研究員 新開裕子

要旨

- EUでは、企業のサステナビリティ報告規制の動きが大詰めを迎えている。
- 「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」案が11月10日に欧州議会において正式に採択。さらに11月28日、EU理事会でも最終承認された。正式調印を経て、発効する。
- 同時並行で、欧州委の委託を受けた諮問グループ（EFRAG）が開示基準の詳細を定める「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）」の開発を進めていた。EFRAGは11月23日、欧州委員会宛てに最終草案（第一弾）を提出したと発表。
- 本稿では、ESRS案の全体像を整理した上で、ESRS案のうち横断的（Cross-cutting）基準の主なポイントについて解説する。

CSRD（企業サステナビリティ報告指令）案の審議動向アップデート

前号では、EUにおける企業のサステナビリティ情報開示をめぐる規制強化の動きを概説し、欧州委員会による「企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）」提案について、2022年6月に欧州議会とEU理事会（閣僚理事会）が暫定的な政治合意に達した経緯をお伝えした。今月11月、CSRD案をめぐる大きな進展があった。11月10日に欧州議会において正式に採択(*1)（賛成525票、反対60票、棄権28票）、11月28日のEU理事会で承認された(*2)。両議長による調印後、EU官報掲載日から20日後に発効し、18ヵ月以内に各加盟国で施行されることになる。

ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）最終草案公開

CSRD案は、大きな制度枠組みを定めるものであり、具体的な開示項目や基準については欧州委の委託を受けた欧州財務報告諮問グループ（EFRAG：European Financial Reporting Advisory Group）が策定することになっている。それが「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）」である。CSRD適用企業は、ESRS基準に基づいて具体的な開示を行うことになるため、CSRDとESRSの両方を参照する必要がある。EFRAGは、2022年4月にESRSの公開草案（Exposure Drafts）を発表し、8月8日までパブコメを実施。パブコメで寄せられた意見を踏まえ、草案最終化に向けた調整を行っていた(*3)。

11月23日、EFRAGはESRS最終草案（以下、「ESRS案」）を承認し、草案一式を欧州委員会に提出したと発表した(*4)。CSRD案の審議決着に続き、EUにおける新たなサステナビリティ報告制度確立に向けた大きな一歩となるものであり注目される。

ESRS案の体系

11月23日に公開されたESRS案パッケージは、12のESRS基準文書と6のAppendixを含む、合計23文書で構成される。

12のESRS基準文書は以下の構成となっている。本稿ではまず横断的基準を概説し、次号以降、トピック別基準の個別論点について解説していきたい。

- 横断的基準（Cross-cutting standards）：全般的な概念と原則を規定（ESRS 1, ESRS 2）
- トピック別基準（Topical standards）：CSRDの規定に準じ、サステナビリティ報告に含まれるべき項目をE（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）の要素ごとに規定

横断的 (Cross-cutting) 基準	トピック別 (Topical) 基準
<ul style="list-style-type: none"> • ESRS 1（一般要件） • ESRS 2（一般開示基準） 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境 <ul style="list-style-type: none"> • E1：気候変動 • E2：汚染 • E3：水・海洋資源 • E4：生物多様性・生態系 • E5：資源循環 • 社会 <ul style="list-style-type: none"> • S1：自社の従業員 • S2：バリューチェーン上の従業員 • S3：影響を受けるコミュニティ • S4：顧客・エンドユーザー • ガバナンス <ul style="list-style-type: none"> • G1：ビジネスコンダクト

（出典：EFRAG資料を基に作成）

なお、上記に加え、セクター別の基準が第二弾として開発中であるが、今回の発表には含まれていない。EFRAGは、今後数か月間かけてセクター別基準の策定にフォーカスするとして、農業、石炭、鉱業、石油・ガスのupstreamおよび mid-to-downstreamなどを第二弾のカバー範囲に挙げている。中小企業向け基準も第二弾に含まれる予定。

広範なステークホルダーへのサステナビリティ開示が目的

これまでお伝えしてきたとおり、EUの一連のサステナビリティ開示制度強化・義務化は、欧州グリーンディールが掲げる気候中立に向けた大きな社会変革プロセスの重要なパーツに位置付けられる。すなわち、EUタクソノミー（本レポート連載2022年1月号および2月号参照）を土台として、SFDR（Sustainable Finance Disclosure Regulation）とCSRDが両輪となり、サステナビリティ情報開示制度を確立して投資家がグリーン投資をしやすい環境を整備し（グリーンウォッシュ防止を含む）、サステナブルな社会へのトランジションに必要な投資資金を誘導することを目指している。

しかし、CSRD案やESRS案が規定する極めて広範な開示義務は、投資環境整備にとどまらず、広く社会全般に影響を与える活動について企業に説明責任を求める内容となっている。それゆえにESRS案は、他の国際的なサステナビリティ情報開示基準とは一線を画するといわれるが、同時に、対象が広すぎて掘みどころがないと感ぜられるかもしれない。

ESRS案では、サステナビリティ報告の利用者は、投資家・金融機関に加え、開示企業の取引先、労働組合、市民社会、NGO、政府、アナリスト、学識者など企業活動の影響を受けるステークホルダーを含むとされている。そのような広範な利用者にとって重要（マテリアル）で有用なESG情報を提供するという、ダブル・マテリアリティ原則（前号参照）に基づく開示基準となっている。

横断的（Cross-cutting）基準：ESRS 1およびESRS 2

ESRS案のうち、横断的基準（ESRS 1およびESRS 2）について、以下にポイントをまとめる。

（便宜上、開示を行う主体を「企業」と記載しているが、企業に限らずESRS適用対象となる開示主体を表す。）

ESRS 1（一般要件 General requirements）

ESRS案の各基準はCSRD指令の規定に対応しており、ESRS 1ではCSRDに基づく概念と全般的な原則が規定されている。なかでも重要な原則が上述のダブル・マテリアリティである。環境が企業に与える影響（Financial materiality）、および、企業活動が人類・環境に与える影響（Impact materiality）の両方の観点から報告することが求められる。

また、ESRS案にはサステナビリティ・デュー・ディリジェンスの規定が盛り込まれている。人権・環境関連のデュー・ディリジェンスについては、現在、EUで「企業のサステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令」（案）（*5）が別途審議中であり、ESRS案も同指令（案）と平仄を合わせる。

時間軸（Time horizon）の考え方も示された。まず、サステナビリティ報告の対象期間は、財務諸表の期間と一致しなければならない。また、過去・現在・未来の推移・比較可能性を重視し、企業は基準年をベースに比較可能なかたちで進捗を示す必要がある。報告を作成する際の期間の考え方も明確化され、原則、「短期」は財務諸表と同様（通常1年）、「中期」は2～5年、「長期」は5年超と定義。

ESRSには、企業自身の情報だけでなく、バリューチェーン全体の影響に関する報告事項も多く含まれている。スコープ3のGHG（温室効果ガス）排出量等については、バリューチェーンの上流・下流の情報入手が困難な場合や、バリューチェーン上の他社の活動をコントロールできないことも想定される。そのような場合、ESRSでは、入手可能で合理的な情報（産業別平均や近似値）を十分な根拠を示した上で使用することができる。特に、今後CSRD適用対象に加わることになる中小企業については取引先との力関係上、情報入手が困難なケースが想定され、実務対応面の配慮が求められていたところである。バリューチェーン情報の入手義務については3年間の猶予期間も設けられた(*6)。

ESRS 2（一般開示基準 General disclosures）

ESRS 2は、開示要求事項全般について、以下のような細かい規定と定義を含む内容となっている。

1. Basis for preparation（全般的な作成情報）

サステナビリティ報告作成に関する基本情報を開示する。報告範囲について、個別または連結（連結の場合は範囲）、上流・下流バリューチェーンのカバー範囲など。サステナビリティ報告では、一定の推定や見積りを用いることが許容されているが、重要な推定の不確実性（significant estimation uncertainty）がある場合はその根拠等を説明する。定義や基準、作成方法の変更や、過年度の誤謬の訂正などコンプライアンスに関する事項も規定されている。

- Disclosure Requirement BP-1 – General basis for preparation of the sustainability statements
- Disclosure Requirement BP-2 – Disclosures in relation to specific circumstances

2. Governance（ガバナンス）

サステナビリティ関連事項を管理する企業のガバナンス体制やコントロールの仕組みについて開示する。サステナビリティに関わる経営・管理・監督機関の構成とダイバーシティ、通告システム等を開示。また、インセンティブ制度においてサステナビリティ関連指標がパフォーマンス評価や報酬規程に反映されているかといったサステナビリティと報酬体系の統合や、サステナビリティ・デュー・ディリジェンスの手順を説明するプロセスマップ等を開示しなければならない。

- Disclosure Requirement GOV-1 – The role of the administrative, management and supervisory bodies
- Disclosure Requirement GOV-2 – Information provided to and sustainability matters addressed by the undertaking’s administrative, management and supervisory bodies
- Disclosure Requirement GOV-3 – Integration of sustainability-related performance in incentive schemes
- Disclosure Requirement GOV-4 – Statement on sustainability due diligence
- Disclosure Requirement GOV-5 – Risk management and internal controls over sustainability reporting

3. Strategy (戦略)

サステナビリティ戦略、ビジネスモデル、市場ポジション、バリューチェーンに関する情報を開示する。企業を取り巻くステークホルダーの見解がどのように戦略やビジネスモデルに反映されているか、また、マテリアリティ評価に基づくサステナビリティへの重大な影響やリスクと機会について説明する。

- Disclosure Requirement SBM-1 – Market position, strategy, business model(s) and value chain
- Disclosure Requirement SBM-2 – Interests and views of stakeholders
- Disclosure Requirement SBM-3 – Material impacts, risks and opportunities and their interaction with strategy and business model(s)

4. Impact, risk and opportunity management (インパクト、リスク、機会の管理)

サステナビリティに対する重大なインパクト、リスク、機会の評価プロセスや評価結果について開示する。

4.1 Disclosures on the materiality assessment process

- Disclosure Requirement IRO-1 - Description of the processes to identify and assess material impacts, risks and opportunities
- Disclosure Requirement IRO-2 – Disclosure Requirements in ESRS covered by the undertaking’s sustainability statements

4.2 Reporting on opportunities

4.3 Disclosure Content on policies and actions

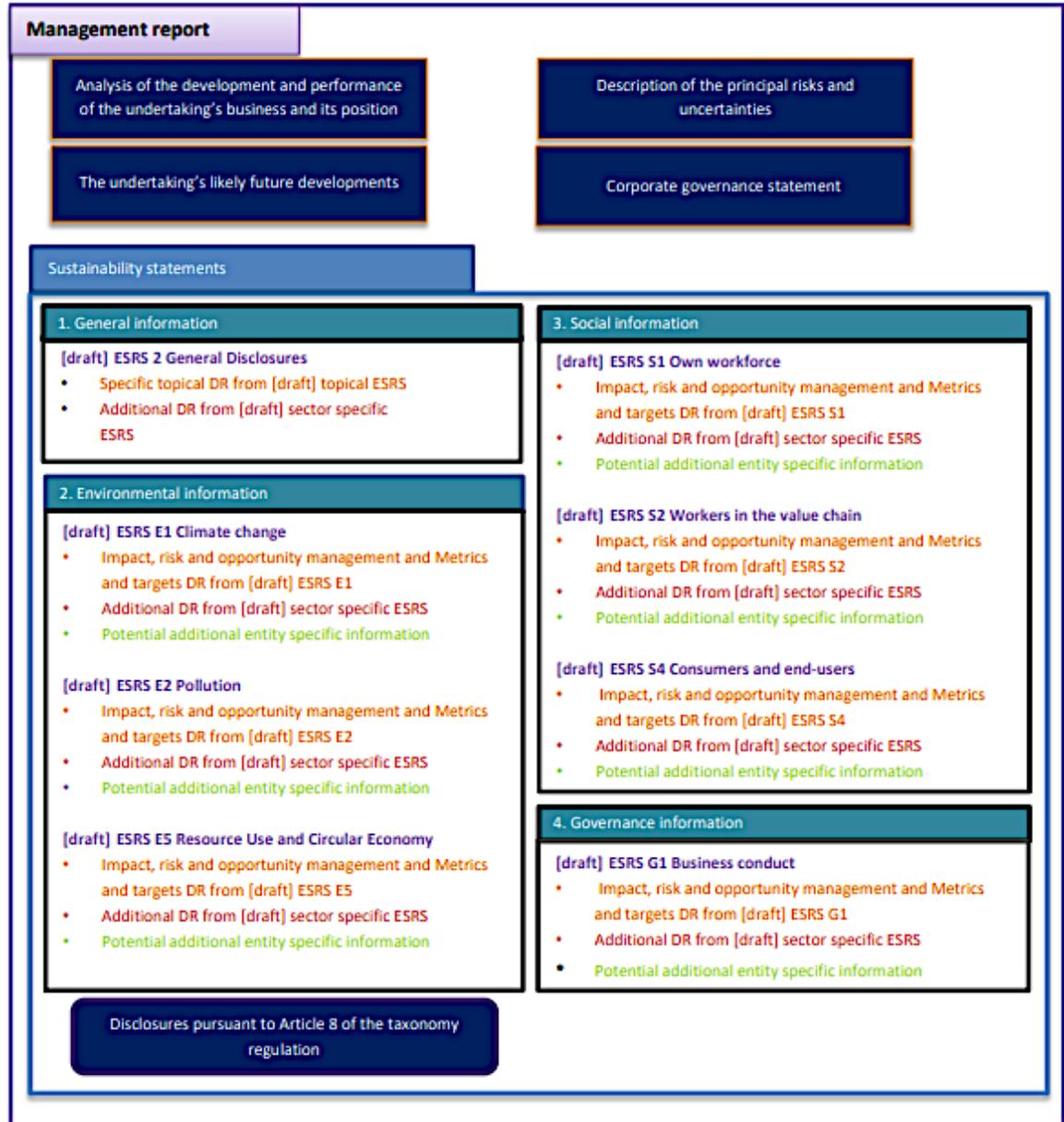
- Disclosure Content - Policies DC-P – Policies adopted to manage material sustainability matters
- Disclosure Content - Actions DC-A – Actions and resources in relation to material sustainability matters

5. Metrics and targets (メトリクスと目標)

重要なサステナビリティ関連事項にかかわるメトリクスや目標について開示する。目標設定においては、基準年からの進捗を査定できる、計量可能で結果主義の (measurable, outcome-oriented) 目標を立てなければならない。

- Disclosure Content - Metrics DC-M – Metrics in relation to material sustainability matters
- Disclosure Content – Targets DC-T – Tracking effectiveness of policies and actions through targets

(参考資料) EFRAGが例示したサステナビリティ報告の構成サンプル



(出典 : EFRAG© www.efrag.org [Draft] ESRS 1 General requirements)

注

- (*1) European Parliament legislative resolution of 10 November 2022 on the proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting (COM(2021)0189 – C9-0147/2021 – 2021/0104(COD))
- (*2) Council of the EU, Press release 28 November 2022 10:30, Council gives final green light to corporate sustainability reporting directive
- (*3) 大きな論点のひとつであった、「Rebuttable presumption」（開示要求に入っている項目を重要でないとして開示しない場合、当該企業は重要でないことを証明しなければならない）については最終草案では削除された。変更点詳細は、今回同時公開されたEFRAGの「Due process note」参照。
- (*4) EFRAGウェブサイト <https://www.efrag.org/lab6>
- (*5) COM(2022) 71 final, 2022/0051(COD), Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937
- (*6) ESRS 1 の10.2 Transitional provision related to chapter 5 Value chain